

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会ボランティア団体等活動費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 町民等から寄せられた会費及びボランティア活動振興基金の活用を図りながら、地域での支えあい活動を資金的に支え、町内のボランティア活動を推進するために社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成金の交付対象となるボランティア団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとし、ボランティア組織の立ち上げを行う場合も含まれるものとする。

- (1) 飯豊町内で活動するボランティア団体等の任意のグループであること
- (2) 宗教的、政治的または営利的な活動を目的とする団体ではないこと
- (3) 原則的に団体の規約、会則等においてその組織及び運営に関する事項が定められ代表が明確であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体でないこと。
- (5) 団体の構成員が3人以上の団体であること

(対象活動)

第3条 助成金交付の対象となる活動は、福祉、教育、環境保全、保健等に関する社会的、地域的課題の解決に効果が期待できる活動で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、有償無償の別は問わないものの営利を目的とする活動は対象外とする。

- (1) 地域住民の生活を支援する活動
- (2) 地域を豊かにするための活動
- (3) その他、本会会長が適当と認める活動

(助成金の額及び対象経費)

第4条 助成金の額は、1グループにつき4万円を上限として、助成を希望する団体等からの申請額をもとに本会会長が決定する。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の対象となる経費は別表のとおりとする。

(助成金の申請)

第5条 助成を希望する団体等は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて本会事務局に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類（会員名簿及び会則・規約またはこれに準じるもの）

(助成金の交付等)

第6条 本会会長は、前条に定める助成金の申請があったときは、当該申請書に係る書類等の審査及び必要に応じ調査を行い、交付すべきものと認めるときは速やかに交付を決定するものとする。なお、適正な交付を行うため、必要があるときは申請に係る事項につき修正を加え交付を決定することができる。

2 本会会長は、助成金交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するものとする。

ボランティア団体等活動費助成事業実施要綱

- 3 本会会長は、助成金の交付を受けた団体等が助成金を他の用途へ使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件等に違反したときは、決定した助成金の全部又は一部を取消することができる。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた団体等は、助成事業が完了後1ヶ月以内に、実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて本会事務局に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) その他会長が必要と認める書類（活動状況がわかる写真、活動に関する印刷物・広報資料）

(帳簿の備付)

第8条 助成金の交付を受けた団体等は、交付に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業が完了した翌年度の4月1日を起算日として5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

助成対象経費	消耗品購入費、燃料費、食糧費、印刷費、通信費、賃借料、諸謝金、保険料、水光熱費、旅費交通費、備品購入費 その他本会会長が適当と認めるもの
--------	---

【対象経費の例示】

項 目	費用の例
消耗品購入費	用紙、筆記用具、清掃用具、雪かきスコップ等
燃 料 費	車輛ガソリン代、除雪機、刈払機燃料代等
食 糧 費	食材代、会議の茶菓子代等
印 刷 費	チラシ等の印刷費、コピー代等
通 信 費	切手代、送料等
賃 借 料	機器等のレンタル料、会場借料等
諸 謝 金	講師への謝礼、協力者への謝金等
保 険 料	ボランティア活動保険、イベント等保険
水 光 熱 費	水道、電気、ガス、灯油代
旅費交通費	電車・バス運賃等
備品購入費	パソコン購入費、活動資機材購入費等

※ボランティア活動保険・行事用保険は、社会福祉協議会で加入手続きしたものに限る。

【助成対象とならない経費】

事務所経費など通常の団体運営費、助成金の対象活動外の経費

ボランティア団体等活動費助成事業実施要綱

様式第1号

年 月 日

社会福祉法人
飯豊町社会福祉協議会長 様

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

電話番号

令和 年度 ボランティア団体等活動費助成事業助成金交付申請書

標記事業について、下記のとおり助成金を交付されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

提出書類

会員名簿

団体の会則・規約又はこれに準じるもの

令和 年度ボランティア団体等活動費助成事業計画書（様式第2号）

令和 年度ボランティア団体等活動費助成事業収支予算書（様式第3号）

3 事務担当者（連絡先）

氏名

住所

電話番号（自宅）

電話番号（携帯）

E-mail

様式第2号

令和 年度 ボランティア団体等活動費助成事業
事業計画書

団体名	
事業名	
事業目的	
事業内容 実施回数 実施場所	
備考	

※任意の様式で提出いただいても構いません。

様式第3号

令和 年度ボランティア団体等活動費助成事業
収支予算書

団体名 _____

収 入

区 分	予算額	備 考
社会福祉協議会助成金		
その他 ()		
その他 ()		
合 計	円	

支 出

区 分	予算額	備 考
消耗品購入費		
燃 料 費		
食 糧 費		
印 刷 費		
通 信 費		
賃 借 料		
諸 謝 金		
保 険 料		
水 光 熱 費		
旅費交通費		
備品購入費		
その他 ()		
その他 ()		
合 計	円	

※事業の総予算額について記入してください。
※任意の様式で提出いただいても構いません。

様式第4号

年 月 日

.....様

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会

会 長 ⑩

令和 年度 ボランティア団体等活動費助成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記助成金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

対象となる活動期間	年 月 日～ 年 月 日
助成金交付決定額	円
備 考	<ul style="list-style-type: none">・助成金を他の用途へ使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件等に違反したときは、助成金の返還を求められます。・助成事業が完了後1ヶ月以内に、所定の実績報告書及び添付書類を提出してください。

ボランティア団体等活動費助成事業実施要綱

様式第5号

年 月 日

社会福祉法人
飯豊町社会福祉協議会長 様

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

電話番号

令和 年度 ボランティア団体等活動費助成事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定の標記事業の助成金について下記の関係書類を添えて
報告いたします。

記

提出書類

- 令和 年度ボランティア団体等活動費助成事業報告書（様式第6号）
- 令和 年度ボランティア団体等活動費助成事業収支予算書（様式第7号）
- 活動状況がわかる写真
- 活動に関する印刷物、広報資料

様式第6号

令和 年度 ボランティア団体等活動費助成事業
事業報告書

団体名	
事業名	
事業内容 実施回数 実施場所	
事業の成果	
備考	

※任意の様式で提出いただいても構いません。

様式第7号

令和 年度ボランティア団体等活動費助成事業
収支決算書

団体名 _____

収 入

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
社会福祉協議会助成金				
その他 ()				
その他 ()				
合 計	円	円	円	

支 出

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
消耗品購入費				
燃 料 費				
食 糧 費				
印 刷 費				
通 信 費				
賃 借 料				
諸 謝 金				
保 険 料				
水 光 熱 費				
旅費交通費				
備品購入費				
その他 ()				
その他 ()				
合 計	円	円	円	

※事業の総予算額・決算額について記入してください。

※任意の様式で提出いただいても構いません。